

統計調査の民間委託に係るガイドライン

平成 17 年 3 月 31 日
各府省統計主管課長等会議申合せ
改正 平成 17 年 8 月 15 日
改正 平成 19 年 5 月 30 日

はじめに

各府省は、統計調査の民間委託について、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき作成された「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ平成17年8月15日改正）（以下「現行ガイドライン」という。）等を踏まえ、包括的民間委託を含め一層の民間委託を推進することが求められている。

また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（以下「公共サービス改革法」という。）に基づく「公共サービス改革基本方針」（平成18年12月22日閣議決定）において、各府省は、統計調査業務の民間開放（官民競争入札、民間競争入札等）の実施に向けた取組を速やかに推進するとともに、総務省は、各府省と連携して、現行ガイドラインを改定することとされている。

このため、上記の閣議決定等を踏まえ、統計法（昭和22年法律第18号）又は統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき各府省が実施する統計調査（指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査）に係る業務を対象として、統計の正確性・信頼性の確保等を前提に民間委託を一層推進し、質の維持・向上と適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、統計調査業務の民間開放の手法と環境整備に係る措置を新たに定めるとともに、民間委託の推進対象業務の範囲等及び各府省が講ずべき措置を充実させるため、現行ガイドラインを改定するものである。

各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間委託に積極的に取り組むものとする。

なお、本ガイドラインは、統計調査の民間委託を推進するため各府省が講ずべき措置について標準的な指針を示したものであり、統計調査の特性等を踏まえた各府省独自の効果的な取組を妨げるものではない。また、政府における統計調査の民間委託に関する今後の検討状況等を踏まえ、必要に応じ、本ガイドラインを改定することとする。

民間委託の推進対象業務の範囲等

各府省が、民間委託の推進対象とする業務の範囲及びその要件については、次のとおりとし、各府省は、これらを踏まえ、経費の措置状況を勘案しつつ、民間委託が可能な、かつ関連する複数の業務を組み合わせ、これらを民間事業者に委託するものとする。

- 1 国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない業務及び過去に実績があり、かつ、民間委託の推進を図ることが適当な業務を民間委託の推進対象業務とする（別表）。なお、これら以外の業務についても、必要に応じ、民間事業者に委託し、その専門的知識、能力等を活用するものとする。
- 2 上記1の民間委託の推進対象業務に係る個別の適用に関し、以下の場合について、民間委託に適合する業務とする。

効率性等の観点から、民間委託による業務量の低減効果と、調達、請負機関への説明等のノウハウ提供のための準備等、民間委託に伴い発生する業務量を比較し、民間委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合
統計の作成に関し、事業規模や迅速性及び継続性の観点から支障を来さない場合

高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合

なお、民間委託を実施する場合、必要に応じて試験調査結果等を踏まえて適用の可否を判断するものとする。

統計調査の民間開放の手法と環境整備

- 1 統計調査の民間開放の手法
 - (1) 国直轄の統計調査については、公共サービス改革法に基づく官民競争入札若しくは民間競争入札、又は会計法令に基づく包括的民間委託を行うことにより、民間開放する手法がある。
 - (2) 法定受託事務として、地方公共団体に実査等を委託している統計調査については、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、現行の法定受託事務の枠組みを基本として地域単位で民間開放する手法等がある。
- 2 公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方
各府省は、公共サービス改革法の主旨を踏まえ、国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と

工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を民間開放する場合には、同法を積極的に活用するものとする。

3 法定受託事務の民間開放に係る環境整備

各府省は、現行の法定受託事務の枠組みを維持した上で地域単位での民間開放を推進することとした場合、統計の正確性・信頼性の確保等の観点から、必要に応じて次の措置を講ずる。

(1) 関係政省令、要綱等の改正

各府省は、地方公共団体における民間開放を可能とするために必要な関係政省令、要綱等を改正する。

(2) 民間開放を行う際の「基準・条件」の提示

各府省は、地方公共団体に対して、民間開放を行う際の「基準・条件」として、次のとおり、必要な事項を提示する。

入札参加資格に関する事項

業務遂行能力に対する評価に関する事項

業務の実施において確保されるべき水準に関する事項

契約により受託事業者が講ずべき措置（秘密の保護等）に関する事項

受託事業者に対する監督・モニタリング方法に関する事項

(3) 地方公共団体との連携

各府省は、実際の取組を担う者が地方公共団体であることを踏まえ、当事者である地方公共団体との意見交換を十分に行うとともに、円滑な実施に向けての情報提供を行う等の連携を図る。

報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置

1 報告者の信頼の確保

(1) 秘密の保護の徹底

各府省は、報告者から得られた調査事項等についての秘密の保護の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる。

ア 各府省が講ずべき措置

各府省は、自ら業務に従事する職員等に対し、秘密の保護に関する意識を啓発するための研修又は指導を更に徹底する。

各府省は、契約前に、委託候補業者（委託業務の入札に参加しようとする者）から、秘密の保護に関する規程等を提出させ、その内容を確認する。

各府省は、委託先が第三者へ業務の全部又は大部分を一括して再委託することを禁止することとし、業務の一部について再委託を行う場

合には、再委託先や再委託契約の内容等についてあらかじめ各府省の承認を得なければならないものとする。

各府省は、派遣労働者に対しても、職員等の場合と同様、秘密保持について厳重な管理・監督を行うとともに、派遣労働者に遵守させるべき事項についてあらかじめ定めておく。

イ 各府省が委託先に講じさせるべき措置

各府省は、委託先に、職員及び調査員に対し、研修又は指導を通じて秘密保持義務があることについて周知徹底を行わせる。

各府省は、委託先に、職員及び調査員に対し、秘密保持についての厳重な管理・監督を行わせる。

各府省は、委託先に、調査員が報告者と直接接する業務に従事することを踏まえ、業務上知り得た事項について、いかなる理由があっても、また、受託期間であるか否かを問わず、決して第三者に漏らさないこと及び自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用しないことを内容とする秘密保持に関する誓約書を調査員から徴させる。

委託先が再委託する場合、各府省は、上記 ~ と同様の措置を再委託先に行わせることを委託先に求めることとする。

(2) 調査票情報等の管理の徹底

各府省は、調査票情報等（注）の管理を必要とする業務の委託に当たって、次の措置を講ずる。

（注）本ガイドラインにおいて、「調査票情報等」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているもの及び調査対象名簿、調査対象地図その他の関係書類等に記録されている被調査者等の識別を可能とする情報並びにこれらの情報が記録されている関係書類等をいう。

ア 各府省は、次の事項について委託先との間であらかじめ定めておく。

調査票情報等の受払い、搬送及び保管の方法等に関する事項

調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項

調査票情報等の集計作業過程で作成し、不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄に関する事項

イ 各府省は、委託先に、調査票情報等の使用、保管、処分等に当たって、紛失、漏えい等が生じないよう善良なる管理者の注意をもって、調査票情報等の適正な管理を行わせる。

ウ 各府省は、調査票情報等の適正な管理のため、上記のほか、委託先に、「調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」

(別紙1)を講じさせる。

エ 各府省は、派遣労働者に調査票情報等を取り扱う作業を行わせる場合には、職員等の場合と同様に、適正な取扱いを行わせるとともに、派遣労働者に遵守させるべき事項についてあらかじめ定めておく。

(3) その他

各府省は、上記(1)及び(2)のほか、次の措置を講ずる。

ア 各府省は、報告者に、いわゆる「かたり調査」(国が実施している統計調査であるなどと称して、報告者から個人情報等を聞き出そうとする調査)ではないかとの疑義を抱かせるなど、統計調査に対する不信感等を持たれないようにするため、以下の対応を行う。

実査など報告者と直接接する事務を民間委託により行っている統計調査については、報告者に安心して当該統計調査に協力してもらえよう、インターネットのホームページ等を活用して、当該統計調査名、委託先の民間事業者名、委託業務内容、委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置等の情報を積極的に公開する。

報告者に対する調査の依頼文書等において、委託先だけでなく各府省の連絡先等を明記する。

イ 各府省は、報告者が委託先である民間事業者に提出した調査票が報告されていることを示すため、調査協力に対する礼状や調査結果等の報告者への送付等に努める。

ウ 各府省は、報告者の信頼を確保するとともに、統計調査の継続性及び安定性の観点から、委託業務の内容や調査実施時期などを考慮し、国庫債務負担行為の活用による複数年にわたる契約の導入に努める。

2 統計調査の適正な実施の確保

各府省は、委託業務の質を確保し、統計調査の適正な実施の確保を図る観点から、次の措置を構ずる。

(1) 委託先の適切な選定

各府省は、統計調査に係る業務が、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことを踏まえ、委託先とする民間事業者については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないように、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定するものとし、特に次の事項に留意する。

ア 各府省は、各府省大臣官房会計課長から通知された「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」等により、委託候補業者の競争参加資格を確認する。

イ 各府省は、次の事項を中心に、委託候補業者の業務遂行能力等を確認する。

委託業務を遂行するために必要な実施体制

委託業務を遂行するために必要な知識・経験・能力を有する要員の確保状況

委託業務を遂行するために必要なセキュリティ対策の実施状況

委託業務を遂行する能力等に係る資格・認証等の保有状況

なお、委託候補業者については、原則として過去の受託実績を問わないものとする。ただし、総合評価落札方式による一般競争入札を活用する場合は、必要に応じて受託実績の有無に配慮するものとする。

ウ より高い質の確保を図る必要がある統計調査については、委託業務の内容等に応じて、総合評価落札方式による一般競争入札をはじめとする、価格だけでなく業務遂行能力等を踏まえた選定方法を積極的に活用するものとする。

(2) 業務の実施において確保されるべき質（回収率等）の設定

ア 各府省は、実査を委託する場合には、精度を確保するため、達成すべき回収率を設定するとともに、調査票の記入状況の質を加味した指標（回収された調査票の記載事項の矛盾等を把握する指標等）や実査の質を評価する指標（標本調査における非協力率（調査への非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合）等）を必要に応じ設定する。

イ 各府省は、上記アにより設定した目標を達成できなかった場合等の措置についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(3) 適切な仕様書等の作成

各府省は、これまで蓄積してきた知識、技術、ノウハウ等を踏まえ適切な仕様書等を作成することとする。特に実査など報告者と直接接する業務を委託する場合には、次のとおり、仕様書等において必要な事項を定める。

ア 郵送調査・オンライン調査方式による統計調査については、次の事項を中心に定める。

調査依頼書等の作成方法

督促業務の実施方法

報告者からの照会や質問への対応方法

審査・確認業務の実施方法

業務の実施において確保されるべき質

報告者とトラブルが生じた場合の対処方法

イ 調査員調査方式による統計調査については、次の事項を中心に定める。

調査員数の確保状況及び管理体制

調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法

督促業務の実施方法
報告者からの照会や質問への対応方法
審査・確認業務の実施方法
業務の実施において確保されるべき質
報告者とトラブルが生じた場合の対処方法
調査員の安全対策

(4) 業務の実施状況の適切な確認

各府省は、委託業務の実施状況について、次のとおり、適切な確認を行うとともに、必要があると認めたときは改善措置を講ずる。

ア 各府省は、委託先における業務の実施状況について、定期的に又は随時、報告を求めるとともに、監査（報告者に対する確認を含む。）を行うこと等により確認する。

郵送調査・オンライン調査方式による統計調査については、次の事項を中心に確認する。

- ）調査票の誤送付等の状況
- ）調査項目別の未記入及び不備の状況
- ）調査期限までの回収状況
- ）照会対応の状況
- ）督促の実施状況
- ）収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

調査員調査方式による統計調査については、次の事項を中心に確認する。

- ）調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
- ）調査員への指導状況
- ）報告者への訪問状況
- ）不在等の場合における再訪問の実施状況
- ）調査項目別の未記入及び不備の状況
- ）調査期限までの回収状況
- ）報告者からの照会への対応状況
- ）督促の実施状況
- ）収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

イ 各府省は、上記アのほか、調査票情報等の捏造・変造や知り得た情報の委託先内部における流用等がなされていないことについて委託先から確認を取る。

ウ 各府省は、委託先に対し、内部における業務の実施状況の把握、管理等の徹底を促すため、必要に応じて業務の実施に関する内部方針や手

続を定めさせるとともに、その内容を確認する。

3 委託業務の検証の的確な実施等

各府省は、次のとおり、委託業務の検証の的確な実施等に関する取組を行い、民間委託の着実な推進を図る。

(1) 各府省は、委託業務終了後、当該業務について検証を行うとともに、当該検証結果を今後の業務の委託に当たって活用する。

(2) 各府省間で情報の共有化を図り、もって統計調査の民間委託を推進する見地から、各府省間で検討等を行うための場を設け、毎年、開催する。その際、総務省（政策統括官（統計基準担当））は、各府省における検証結果等を取りまとめ、当該検討等の場に報告する。

4 委託先との契約書等に明記すべき事項

(1) 各府省が、上記 1 及び 2 を踏まえ、委託先と委託業務の契約を行うに当たって、報告者の信頼の確保及び統計調査の適正な実施の確保の観点から、契約書又は覚書等に明記しておくべき必要最小限の事項は、「契約書等に明記すべき事項」（別紙 2）のとおりである。

(2) 各府省は、委託業務の内容により、上記(1)のほか、次の事項について、契約書又は覚書等に明記する。

調査員からの誓約書の徴集に関する事項

事故などの報告者の信頼確保の上で問題となる事案が発生した場合（被害の拡大・再発防止のため必要がある場合）の公表等の条件や方法等に関する事項

委託先が各府省との間で定めた事項に違反した場合における契約解除等の措置を講じた場合その旨の公表に関する事項

その他委託先が各府省に判断を求めたり、各府省の承認を得なければならない事項

別表

民間委託の推進対象業務

統計調査業務の機能	民間委託の推進対象業務
企画	標本設計における層化、抽出
実査準備	調査区設定における地図作成、現地踏査
	用品準備における用品設計、用品発送
	広報における広報実施
実査	調査票記入（他計式）
	調査票配布（自計式）
	調査票収集（自計式）
	苦情対応における苦情・要望受付、担当者回送、回答、記録
	調査書類検査・提出
審査	調査書類受付
	書類検査
	分類符号付けにおける符号付け、検査
	データ入力
	データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正
	疑義処理における疑義票作成、問合せ、結果記載、処理
集計	集計プログラム作成
	演算
	結果表作成
分析・加工	資料・データ収集における公開情報収集
	分析・加工プログラム作成
	演算
公表・提供	報告書刊行における発送
	ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、サーバ登録、公開
	案内・問い合わせ対応における案内情報配信申込受付、配信先登録、配信
	提供用データ・データベース整備
	電磁的記録提供
その他	情報システムの開発、運用、保守

調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置

1 管理体制

- (1) 委託先は、調査票等を適正に管理するため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、その事務の一部を担当させるため、管理担当者を指定する。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、当該事務に従事する者の事務の範囲及び責任を明確にする。
- (4) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を職員に徹底するよう努める。

2 調査票情報等の管理

- (1) 管理責任者は、調査票情報等を取り扱う職員及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定める。
- (2) 管理担当者は、調査票情報等の受払い、保管に関し、必要な事項を台帳等に記録し、定期的に又は随時、点検を行う。
- (3) 管理担当者は、調査票情報等の受払いに際して必要な確認措置を講ずる。
- (4) 管理担当者は、調査票情報等について、所定の場所に保管するとともに、その重要度に応じ、耐火庫への保管、施錠等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる。

3 集計のための作業時における調査票情報等の管理

- (1) 集計のための作業時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計のための作業が終了した後は、所定の場所に収納する。
- (2) 集計のための作業は、各府省と協議して作成する計画に従って行い、管理担当者は、集計のための作業の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の集計のための作業の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる。

4 端末機からの集計のための作業

- (1) 管理責任者は、端末機の管理者を指定する。
- (2) 端末機からの集計のための作業は、管理者の指示又は承認を受けた者

が行う。

- (3) 管理責任者は、端末機からの集計のための作業の実施状況を把握するため、集計のための作業に応じた実績を記録し、計画との照合等を行う。
- (4) 管理責任者は、端末機の使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録された内容の秘匿性に応じ、特定の集計のための作業を特定の端末機に限定する。
- (6) 外部と接続している端末を利用する場合は、ファイアウォール（外部からの不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み）の設定、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を構ずる。

5 電磁的記録の管理

- (1) 管理担当者は、電磁的記録の障害の有無等につき、定期的に又は随時、点検を行うとともに、その結果を各府省に報告する。
- (2) 管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能（不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能）を設けるとともに、その記録を定期的に又は随時分析する。

6 ドキュメントの管理

- (1) 管理責任者は、各府省から貸与を受けたシステム設計書、オペレーション手引書、プログラム説明書、コードブック等のドキュメントのうち、各府省が外部に知られることを適当としないものと指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずる。
- (2) 管理責任者は、各府省が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定める。
- (3) 各府省の指定したドキュメントの管理は、管理担当者が行い、定期的に又は随時、点検を行う。

7 調査票情報等の保管施設の管理及び保安

(1) 入退室管理

管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の入室資格者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録及び部外者についての識別化や職員の立会い等の措置を講ずる。

管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退管理の容易化、所在表示の制限などの措置を講ずる。

管理責任者は、必要に応じ、機械により入退管理を行っている場合は、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる。

(2) 保安設備

不正・犯罪に備え、必要に応じ、調査票情報等の保管室等に防犯ベル、監視設備の設置等の防犯措置を講ずる。

災害に備え、必要に応じ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮した調査票情報等の保管室等の設置場所を選定するなどの保安措置を講ずる。

(3) 事故発生時の対策

管理責任者は、調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときは、速やかにその経緯、被害状況等を調査するとともに、その調査結果について各府省に報告する。また、各府省の指示を受け、必要な措置を講ずる。

管理責任者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策等の措置を講ずる。

契約書等に明記すべき事項

- 1 各府省は、委託先との契約書又は覚書等において、以下の事項について明記する。
 - (1) 善良なる管理者の注意義務に関する事項
 - (2) 秘密保持義務に関する事項
 - (3) 適正管理義務に関する事項
 - (4) 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
 - (5) 調査票情報等の集計のための作業の過程で作成し、不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄に関する事項
 - (6) 再委託に関する事項
 - (7) 業務の実施状況についての監査に関する事項
 - (8) 事故又は災害発生時における報告に関する事項
 - (9) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
 - (10) かし担保責任に関する事項

- 2 各府省は、統計調査業務に係る作業を派遣労働者に行わせる場合は、派遣事業者と秘密保持及び調査票情報等の適正な取扱いに関する事項を労働者派遣契約書に盛り込む。